

兵庫県公報

平成25年 1月29日 火曜日 第 2461 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	9
○ 環境形成区域の変更案の縦覧公告（淡路県民局）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神北県民局）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○ 入札公告（管理課）	15
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	18
警察本部公告	
○ 入札公告	20
○ 同 上	22
○ 同 上	25
○ 同 上	27
財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成24年度行政書士試験の合格者	29

告 示

兵庫県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
稲美土地改良区	平成25年 1月15日

~~~~~

**兵庫県告示第98号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年1月17日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名      | 地 区 名 | 縦覧の期間                      | 縦覧の場所              |
|------------|-------|----------------------------|--------------------|
| 県営かんがい排水事業 | 本庄川地区 | 平成25年1月29日から<br>同 年2月18日まで | 南あわじ市役所<br>三 原 庁 舎 |



**兵庫県告示第99号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
相生市旭一丁目5350の2
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第100号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
日本ハムファクトリー株式会社兵庫工場  
加古川市平岡町高畑451  
工場長 中 谷 章 一
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
日本ハムファクトリー株式会社兵庫工場  
加古川市平岡町高畑451
  - (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |             |         |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-------------|---------|
| 種                                                | 類                       | 2号イ 原料処理施設  |         |
| 能                                                | 力                       | 3,000kg/時   |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 着手後7日       |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 完成後         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 8時～21時 13時間 |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし          |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常         | 最 大     |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 5.8～8.6     | 5.8～8.6 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 2,400       | 4,200   |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 800         | 1,400   |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 150         | 300     |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 80          | 150     |
|                                                  | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 40          | 100     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 5.5         | 6.7     |

備考 既設特定施設を廃止するとともに使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 1月29日から同年 2月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第101号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
タテホ化学工業株式会社本社工場  
赤穂市加里屋字加藤974番地  
本社工場長 濱 本 宏
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
タテホ化学工業株式会社本社工場  
赤穂市加里屋字加藤974番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |                               |       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------|
| 種                                                | 類                       | 27号いろ過施設                      |       |
| 能                                                | 力                       | 面積131m <sup>2</sup> 、容積1,679L |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後                           |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 着手後1箇月                        |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 完成後                           |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの時間                                |                         | 24時間連続                        |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし                            |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常                           | 最 大   |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 9~10                          | 11    |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | —                             | —     |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 2.5                           | 18    |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 3,000                         | 4,000 |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 16                            | 32    |
|                                                  | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 0.2                           | 0.4   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 440                           | 485   |

備考 既設特定施設を廃止するとともに使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年1月29日から同年2月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第102号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成25年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成24年兵庫県告示第215号により指定した区域（佐用郡佐用町家内柳原448番1、451番、451番2、466番1、466番2、466番3、467番、474番5、475番1、481番1、里道の一部）の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去



兵庫県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成25年 1月15日から同年 3月22日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第104号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成24年10月22日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市尾浜町1丁目ほか



**兵庫県告示第105号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 1月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 1月29日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                 |    |                  |               |           |
|---------------|---------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|               | 区 間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 国道<br>1 7 6 号 | 三田市上井沢字寺垣内240番2から<br>同 市加茂字青垣内656番4まで | 旧  | 14.0から<br>37.0まで | 474.0         | 一部<br>予定地 |
|               |                                       | 新  | 14.0から<br>44.0まで | 474.0         | 一部<br>予定地 |



**兵庫県告示第106号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 1月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 1月29日から 2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                        |    |                 |               |    |
|--------------|----------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                          | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>上内膳塩尾線 | 洲本市中川原町中川原字中尾912番8から<br>同 市中川原町中川原字中尾915番1まで | 旧  | 4.0から<br>12.0まで | 80.0          |    |
|              |                                              | 新  | 8.0から<br>13.0まで | 80.0          |    |



**兵庫県告示第107号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|       | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 長 | 富 岡 宏 文 | 揖保郡太子町糸井223番地   |
| 副理事長  | 富 岡 良 宏 | 同 郡同 町糸井210番地   |
| 同     | 前 田 晏 伯 | 姫路市網干区高田327番地   |
| 理 事   | 黒 田 剛   | 揖保郡太子町糸井285番地 1 |
| 同     | 富 岡 慎 一 | 同 郡同 町糸井53番地10  |
| 同     | 松 本 春 雄 | 同 郡同 町糸井191番地 7 |
| 同     | 森 下 聖   | 同 郡同 町糸井134番地 4 |



**兵庫県告示第108号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                           | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 第H24東播位置<br>0002号 | 25. 1. 11        | 加古郡播磨町東野添三丁目694番6の一部、695番2の一部 | 6. 30         | 35. 00        |



**兵庫県告示第109号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                 | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|---------------|---------------|
| 第H24丹波位置<br>0005号 | 25. 1. 11        | 篠山市東新町37番6、37番6地先水路 | 5. 00         | 34. 75        |

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人小さな太陽

イ 代表者の氏名 角 谷 純

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町4丁目2番16—302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者や障害者など社会的弱者に対して、近隣の清掃活動を行う事で環境の保全に寄与し、また、生活空間や生活習慣の改善を提案、扶助することで、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人SPANISIMO JAPAN

イ 代表者の氏名 有 村 拓 朗

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中1丁目4番地123号棟1103室

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会的な課題を抱えている国において、広く市民に対し現地の雇用を生み出すビジネスモデルを提案し、自立及び仕事を通じた自己実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はじめの第一歩

イ 代表者の氏名 伊尾木 哲 哉

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池2丁目6番10—205号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く障がい者に対して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることで、障がい者個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援し、障がい者の社会参画の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひなたこころ企画

イ 代表者の氏名 関 戸 紹 恭

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市清荒神4丁目24番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、後悔のない生き方・働き方を実現する人材の育成事業、やりたいことを実現するための技術や知識の支援事業、地域社会での生き方・働き方に関する提言事業を行い、やりたいことや夢を実現しながら自分らしく後悔のない人生を送る人を増やし、いきいきと活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まちの電気屋さんを元気にする会

イ 代表者の氏名 熱 田 親 憲

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市野上2丁目4番16—206号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域小規模電気小売店に対して、経営体質強化のための支援に関する事業を行い、小売業の企業化とその地域の暮らしの快適性及びコミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西

イ 代表者の氏名 和 田 憲 明

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市仁川北2丁目1番8—101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して父親の子育てを支援し、父親の育児参画の推進という同じ目的を持つ多くの方々の意識を高め連携を図っていくことで、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 a i ふぁみりあ

イ 代表者の氏名 和田 すみえ

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市書写794番地6

エ 定款に記載された目的

この法人は、発達障害者とその家族、関係者等に対する生活支援、就労支援、情報提供や発達障害についての知識の普及・啓発等の事業活動を通じて、地域社会との連携を図ることにより、発達障害者とその家族のより良い生活、幸福な人生設計の創造に貢献すること、また、災害時の救援活動や、救援ネットワークづくりを通じて、地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いまじん

イ 代表者の氏名 岸 本 俊 之

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市阿弥陀町北池23番地の11

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校学生に対して、修学支援・登校支援等に関する事業を行い、将来のある子供たちを応援し、地域社会に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際交流団体未来

イ 代表者の氏名 上 田 一 彦

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市雲雀丘3丁目13番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本に滞在する外国人、そして外国に出ようとする日本人に、国際協力事業を通して支援を行い、また日本人の国際理解を深める啓発活動を行い、国際感覚を有する若者の人材育成を目的に、日本及び諸外国の国際交流の推進と国際平和の実現に寄与する。

10(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ボア・ヴィーブ

イ 代表者の氏名 小 林 大 介

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志2丁目8-18

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、障害児及びその家族に対して、地域社会での自立生活および社会参加の促進を図るため、福祉サービスの提供、相談助言等を行うとともに、広く地域住民の参加協力を得て、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する事を目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人浜脇・香櫨園ひろばカフェの会

イ 代表者の氏名 存 彦 造

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市川東町5番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、浜脇地区・香櫨園地区の住民及び図書館・ギャラリー利用者に対して、憩いと出会いの場を提供し交流の輪をひろげる事業を行ない、地域社会及び住民ひとり一人の心豊かなくらしの創造に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アクティブサービスプロジェクト

イ 代表者の氏名 木 嶋 一 晃

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市青葉台1丁目10番1号

エ 定款に記載された目的



- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 NPO法人無派閥書道ネット  
イ 代表者の氏名 宇 賀 淑 子  
ウ 主たる事務所の所在地 大阪市此花区朝日2-18-8-3F-39  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、国内外の人に対して、書道の魅力を伝えあう事業を行い、もって日本文化である書道の普及発展に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人ミリカ  
イ 代表者の氏名 原 祥 一  
ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町大窪2752番地の1  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、障害者やその家族に対して、生活支援や地域社会への参加に関する事業を行い、地域で生き生きと安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人かとう  
イ 代表者の氏名 面 角 守  
ウ 主たる事務所の所在地 加東市下滝野748番地2  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進と全ての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人訪問介護ハバナケア  
イ 代表者の氏名 山 内 雄 三  
ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町新在家2丁目274番地の4  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方や地域住民に対して、訪問ケア、介護相談等に関する事業を行い、福祉の向上、いきがい、安心して暮らせる町づくりや地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。
- 5 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人明石障がい者地域生活ケアネットワーク  
イ 代表者の氏名 今 井 裕 二  
ウ 主たる事務所の所在地 明石市中崎1丁目5番1号 時のわらし内  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、地域に点在する社会資源を有機的に繋ぐと共に明石市等の行政機関と協同し、障がい者に対して社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障がいを持つ方やその家族の方が、ひいては明石で暮らす市民の方々が明石の地で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
- 6 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日  
(2) 特定非営利活動法人の名称等  
ア 名称 特定非営利活動法人櫻花会  
イ 代表者の氏名 磐長谷 勲  
ウ 主たる事務所の所在地 西宮市神楽町9番10号301  
エ 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ人たちに対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業を行なうとともに、地域の方々との交流を通して、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。
- 7 (1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島ファミリーサポートセンターまあるく

イ 代表者の氏名 田 村 眞 也

ウ 主たる事務所の所在地 淡路市生穂1717-1 メイプルハイツⅢA101

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢・疾病・心身障害や保育・子育て等の理由で、快適な日常・普段の生活、自分らしい・自分が望む生活を続けるのに支障のある方々に、その望みが叶えられるようお手伝い・サポートする事業を行い、健康や福祉の増進並びに保育・子育てを支援すると共に、広く一般に対して、介護及び保育や子育てに関する啓発を行い社会教育の推進に貢献することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ワーカーズコープかんさい

イ 代表者の氏名 高 木 哲 次

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市中野西1丁目142番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、若年就業未経験者をはじめとしたさまざまな就職困難者に対して、就労支援に関する事業を行う。また、高齢者・障がい者に対して、自立した日常生活を送ることができるように介護・自立支援に関する事業を行い、さらに子どもたちの健やかな成長と健康保持のための子育て支援に関する事業を行うことを通じて、すべての人々が生きがいを持ち、健やかにそして安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人市民サポートセンター明石

イ 代表者の氏名 田 坂 美代子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市西明石南町2丁目8-13

エ 定款に記載された目的

この法人は、人と人、人と物、人と情報をつなぎ、それらを活かす様々な事業を行うことで、互いに助け合い自分らしく生き続けていける社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そら

イ 代表者の氏名 齋 藤 ゆかり

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町森山160番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年12月28日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つばき

イ 代表者の氏名 安 部 勝

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町大持276-16 上郡町障害者支援センター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び地域住民に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進と全ての人がこころ豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

環境形成区域の変更案の縦覧公告

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第14条により準用する第12条第1項の規定により、環境形成区域の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、淡路地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を

提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の縦覧場所に提出すること。

平成25年 1月29日

淡路県民局長 藤 原 道 生

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
淡路地域
- 2 環境形成区域の区分
条例第9条に掲げる区域の区分
- 3 環境形成区域を変更しようとする土地の区域
淡路市の一部
- 4 環境形成区域の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課及び淡路市都市整備部都市計画課
- 5 環境形成区域の案の縦覧期間
平成25年 1月29日（火）から同年 2月12日（火）まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 佐用ショッピングタウン
所在地 佐用郡佐用町佐用1060ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	広島市南区段原南一丁目 3 番52号
株式会社コメリ	捧 賢 一	新潟市南区清水4501番地 1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市三左衛門堀東の町121番地	岩 本 隆 雄
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	岩 本 隆 雄
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市三左衛門堀東の町121	岩 本 隆 雄
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一
ゴダイ株式会社	姫路市駅前町268	浦 上 晃 之

- 外 2 者
- イ 変更後
- | 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目 3 番52号 | 岩 本 隆 雄 |
| 株式会社コメリ | 新潟市南区清水4501番地 1 | 捧 賢 一 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268 | 浦 上 晃 之 |
- 外 2 者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前 7 時	午後11時
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 8 時 (6 月～8 月の期間に限り午後 9 時)
株式会社ゴダイ	午前 9 時	午後 8 時
株式会社大創産業 株式会社MK K	午前 8 時	午後11時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社 株式会社ゴダイ	午前 7 時	午後11時
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 8 時 (6 月～8 月の期間に限り午後 9 時)
株式会社大創産業 株式会社MK K	午前 8 時	午後11時

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 5 月15日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年 5 月15日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成24年12月21日

5 届出年月日

平成24年12月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年 1 月29日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年 5 月29日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン上郡ショッピングセンター

所在地 赤穂郡上郡町竹万533ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                    |        |
|----------------|--------------------|--------|
| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号   | 岩本隆雄   |
| 株式会社ナフコ        | 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号 | 深町勝義   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前7時  | 翌午前0時 |
| 株式会社ナフコ        | 午前7時  | 午後9時  |
| 株式会社大創産業       | 午前10時 | 午後8時  |
| 株式会社アージュ       | 午前9時  | 午後8時  |
| 株式会社ゴダイ        | 午前9時  | 午後9時  |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称            | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|---------------------------|-------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>株式会社ゴダイ | 午前7時  | 翌午前0時 |
| 株式会社ナフコ                   | 午前7時  | 午後9時  |
| 株式会社大創産業                  | 午前10時 | 午後8時  |
| 株式会社アージュ                  | 午前9時  | 午後8時  |

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成24年12月21日

5 届出年月日

平成24年12月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年5月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月29日

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス伊丹野間北店  
 所在地 伊丹市野間北四丁目94番16ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
  - (1) 店舗駐車場への進入路が小学校及び中学校の通学路となっているので、繁忙期等の通学時間帯に児童・生徒の安全を確保するため、駐車場出入口に交通誘導員などの複数配置を希望する。
  - (2) 災害や大規模な事故が発生した場合に、必要に応じて協力をお願いする伊丹市の「いたみ災害サポート制度」への事前登録を、地域貢献策として、検討いただきたい。
  - (3) 開店後におこる諸問題について、周辺住民や自治会等からの苦情・要望に対しては、必要に応じて住民の会合に出席するなど誠意のある対応を講じるとともに、信頼関係の構築に努めていただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成25年1月29日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 高砂市北濱町北脇字大年337番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 揖保郡太子町東保317番地1  
 株式会社丸尾建築 代表取締役 丸 尾 正 和
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成24年7月24日  
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1－7号（24高砂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
 平成25年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4、A 3、A 4）】
  - (2) 調達物品の特質等  
 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 契約期間  
 平成25年4月1日（月）から平成25年9月30日（月）まで
  - (4) 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 坂林

電話 (078) 341-7711 内線4937

F A X (078) 362-3928

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年1月29日（火）から同年2月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月11日（月）午後2時 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年3月8日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

「兵庫県電子入札共同運営システム」（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成25年1月29日（火）午前9時から同年2月12日（火）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 入札の日時

平成25年3月4日（月）午後5時から同月11日（月）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

持参の場合は、平成25年1月30日（水）から同年2月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、平成25年1月30日（水）から同年2月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、2月12日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成25年3月4日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札単価に購入予定数量を乗じて得た額の総和の100分の105（以下「契約予定総額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月8日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金の納入を求める場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

(3) Delivery period: From April 1, 2013 through September 30, 2013

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Government and each Region Offices

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 February 12, 2013

(6) Deadline for tender:

14:00 March 11, 2013 by direct delivery or electronic bidding system

17:00 March 8, 2013 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Sakabayashi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

FAX (078)362-3928

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年1月29日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成25年3月4日（月）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成25年3月7日（木）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月11日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成25年2月4日(月)から同月15日(金)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(4) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(f) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 委託内容

- (1) 業務件名  
兵庫県東灘警察署庁舎等清掃委託
- (2) 仕様  
契約担当者が示す仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
平成25年4月1日（月）から平成28年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所  
兵庫県東灘警察署庁舎 外5箇所
- (5) 入札方法  
上記(1)の業務委託について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定さ

れた者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山内

電話 (078) 341-7441 内線2257

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年1月29日(火)から同年2月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月12日(火)午前10時 兵庫県警察本部 4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月11日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月11日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月12日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月1日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記 1 (1) の業務の 3 年間の委託料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 

要作成
- (8) 落札者の決定方法
 

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約に関する条件
 

この契約については、平成25年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。
- (10) その他
 

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature of the services to be trust:  
Cleaning services for Hyogo Prefectural Higashinada Police Office Building and other 5 places
- (3) Trust period:  
From April 1, 2013 through March 31, 2016
- (4) Trust places:  
Hyogo Prefectural Higashinada Police Office Building and other 5 places
- (5) Deadline for the submission of tender application form:  
17:00 February 12, 2013
- (6) Deadline for tender:  
17:00 March 11, 2013 by mail  
10:00 March 12, 2013 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Yamauchi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2257



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 1月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 委託内容

- (1) 業務件名
 

兵庫県自動車運転免許試験場庁舎等清掃委託

- (2) 仕様  
契約担当者が示す仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
平成25年4月1日（月）から平成28年3月31日（木）まで
  - (4) 履行場所  
兵庫県自動車運転免許試験場庁舎 外4箇所
  - (5) 入札方法  
一般競争入札
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該物品の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 申込書・入札書の提出
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話（078）341-7441 内線2253
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年1月29日（火）から同年2月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年3月12日（火）午前10時30分 兵庫県警察本部 4階入札室
  - (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月12日（火）午前9時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月11日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
  - (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月12日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の委託料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、各年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature of the services to be trust:

Cleaning services for Hyogo Prefectural Drivers' Licence Office and other 4 places

(3) Trust period:

From April 1, 2013 through March 31, 2016

(4) Trust places:

Hyogo Prefectural Drivers' Licence Office and other 4 places

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 12, 2013

(6) Deadline for tender:

9:00 March 12, 2013 by mail

10:30 March 12, 2013 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nagase, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2253



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

**1 委託内容**

(1) 業務件名

兵庫県長田警察署庁舎等清掃委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成25年4月1日(月)から平成28年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

兵庫県長田警察署庁舎 外4箇所

(5) 入札方法

上記(1)の業務委託について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

**3 申込書・入札書の提出等**

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山内

電話 (078) 341-7441 内線2257

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年1月29日(月)から同年2月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月12日(火)午前11時 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年

3月11日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月11日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月12日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の委託料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成25年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:



## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山内  
電話 (078) 341-7441 内線2257

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年1月29日(月)から同年2月12日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月12日(火) 午前11時30分 兵庫県警察本部 4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月11日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月11日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年2月12日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月1日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の委託料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否  
要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成25年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature of the services to be trust:

Cleaning services for Hyogo Prefectural Himeji Police Office Building and other 4 places

(3) Trust period:

From April 1, 2013 through March 31, 2016

(4) Trust places:

Hyogo Prefectural Himeji Police Office Building and other 4 places

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 12, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 March 11, 2013 by mail

11:30 March 12, 2013 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Yamauchi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2257

財団法人行政書士試験研究センター公告

平成24年度行政書士試験の合格者

行政書士法（平成26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事からの委任に係る平成24年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年1月29日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

試験地 兵庫県

受験番号

|         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5510001 | 5510005 | 5510008 | 5510012 | 5510035 | 5510036 | 5510050 | 5510059 | 5510062 |
| 5510066 | 5510068 | 5510099 | 5510100 | 5510110 | 5510113 | 5510116 | 5510118 | 5510128 |
| 5510140 | 5510184 | 5510188 | 5510205 | 5510210 | 5510214 | 5510230 | 5510250 | 5510253 |
| 5510255 | 5510286 | 5510288 | 5510293 | 5510294 | 5510299 | 5510305 | 5510306 | 5510325 |
| 5510332 | 5510334 | 5510341 | 5510346 | 5510351 | 5510362 | 5510384 | 5510396 | 5510403 |
| 5510413 | 5510416 | 5510421 | 5510425 | 5510464 | 5510475 | 5510479 | 5510520 | 5510526 |
| 5510531 | 5510555 | 5510560 | 5510564 | 5510574 | 5510579 | 5510582 | 5510608 | 5510610 |
| 5510623 | 5510635 | 5510644 | 5510674 | 5510695 | 5510704 | 5510714 | 5510723 | 5510760 |
| 5510767 | 5510783 | 5510790 | 5510817 | 5510829 | 5510847 | 5510852 | 5510867 | 5510899 |
| 5510902 | 5510903 | 5510918 | 5510920 | 5510925 | 5510946 | 5510947 | 5510961 | 5510966 |

|         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5510980 | 5510991 | 5511026 | 5511106 | 5511119 | 5511125 | 5511128 | 5511157 | 5511165 |
| 5511167 | 5511182 | 5511230 | 5511232 | 5511264 | 5511265 | 5511273 | 5511301 | 5511313 |
| 5511340 | 5511356 | 5511376 | 5511393 | 5511394 | 5511443 | 5511447 | 5511464 | 5511492 |
| 5511525 | 5511559 | 5511590 | 5511596 | 5511609 | 5511644 | 5511649 | 5511673 | 5511698 |
| 5511725 | 5511728 | 5511733 | 5511741 | 5511776 | 5511834 | 5511836 | 5511853 | 5511964 |
| 5511966 | 5511998 | 5512001 | 5512008 | 5520003 | 5520017 | 5520047 | 5520061 | 5520072 |
| 5520077 | 5520080 | 5520100 | 5520108 | 5520135 | 5520136 | 5520137 | 5520139 | 5520147 |
| 5520151 | 5520161 | 5520164 | 5520229 | 5520235 | 5520240 | 5520284 | 5520287 | 5520299 |
| 5520308 | 5520320 | 5520322 | 5520347 | 5520362 | 5520366 | 5520371 | 5520405 | 5520424 |
| 5520431 | 5520462 | 5520499 | 5520547 | 5520549 | 5520558 | 5520564 | 5520578 | 5520664 |
| 5520667 | 5520713 | 5520723 | 5520729 | 5520737 | 5520800 | 5530003 | 5530004 | 5530009 |
| 5530021 | 5530031 | 5530035 | 5530053 | 5530055 | 5530079 | 5530088 | 5530089 | 5530097 |
| 5530100 | 5530105 | 5530132 | 5530144 | 5530182 | 5530191 | 5530212 | 5530217 | 5530224 |
| 5530225 | 5530258 | 5530274 | 5530278 | 5530280 | 5530285 | 5530286 | 5530304 | 5530315 |
| 5530337 | 5530380 | 5530460 | 5530467 | 5530484 | 5530527 | 5530548 |         |         |

以上223名